

佐賀県規則第9号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(課税免除の措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条・第6条</p>	<p>(課税免除の措置)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(規則で定める法人)</u></p> <p><u>第5条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める法人は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人とする。</u></p> <p>第6条・第7条</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。